

第4類 給 与

第1章 報酬・費用弁償

○社会福祉法人宇美町社会福祉協議会会長 の報酬等に関する規程

平成 13 年 9 月 27 日
社会福祉協議会規程第 5 号

改正	平成 16 年 3 月 27 日	社協規程第 20 号
	平成 26 年 1 月 15 日	社協規程第 3 号
	平成 29 年 3 月 21 日	社協規程第 6 号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人宇美町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 25 条第 1 項の規定に基づき会長の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 会長の報酬は、定款第 25 条第 3 項により評議員会の議決により決定するものとする。

- 2 報酬は、毎月 21 日に支給する。ただし、支給定日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給することができる。
- 3 任期の満了、辞職、失職又は死亡した場合には、前項の規定にかかわらず、その際支給する。
- 4 1 月に満たない期間の報酬は日割り計算によって支給する。
- 5 正当な理由がなく、職務に従事しなかったときは、報酬を支給しない。
- 6 常勤を要する一般職の公務員が会長を兼ねるときは、常勤を要する公務員として受けるべき費用の弁償としての旅費のほかは支給しない。

附 則

この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 27 日社協規程第 20 号）
この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 15 日社協規程第 3 号）
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する
別表（第 2 条）

会長報酬月額	90,000 円
--------	----------

附 則（平成 29 年 3 月 21 日社協規程第 6 号）
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。